

《BtoBプラットフォーム受発注 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム受発注サービス（以下「本受発注サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本受発注サービスを利用するものとします。

第1条（利用拠点）

乙は、複数の拠点を展開して本受発注サービスの買い手サービスを利用する場合、乙が展開する全ての拠点を対象として利用するものとし、一部拠点のみの部分的な利用はできないものとします。なお、拠点の所在地が異なる場合は別拠点として、拠点ごとに別の店舗・部門IDを取得するものとします。

第2条（月額使用料の算定等）

本受発注サービスの売り手サービスにおける月額使用料の算定の基礎となる月間取引金額は、毎月1日から末日までの間に買い手企業から売り手企業へ送信された受領伝票に記載された金額の合計額とします。但し、受領伝票に記載された金額が、当該取引において通常想定される金額として不相当なものであると甲が判断した場合、甲は、当該金額の相当性について乙に説明を求めることができるものとします。

第3条（データの保存）

甲は、本受発注サービスを利用して行われた電子取引（当該取引について受領伝票が発行されたものに限り、）にかかる乙のデータを、当該取引で発行された受領伝票の伝票日付から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本受発注サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本受発注サービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本受発注サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

第4条（解約）

甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本受発注サービスの利用契約を解約できるものとします。

【受発注-4】